

令和6年度『やさしい年金相談ノート』 訂正票

9ページ下部、江戸一郎さんの在職老齢年金の受給例の回答（A欄）を、次のようにお読み替えください。（下線部）

【表7】に当てはめましょう。

江戸一郎さんの場合、①が1,065,870円なので②は約8.9万円です。就職後の月収とボーナスをもとに、③を26万円、④を5万円と算出すると、⑤は31万円です。つまり②+⑤が39.9万円ですから、【表7】でみると減額は0円です。つまり言われている給与条件ならば、働いても年金は全額支給ということです。良かったですね、一郎さん。

令和6年度『やさしい年金相談ノート』 訂正票

9ページ下部、江戸一郎さんの在職老齢年金の受給例の回答（A欄）を、次のようにお読み替えください。（下線部）

【表7】に当てはめましょう。

江戸一郎さんの場合、①が1,065,870円なので②は約8.9万円です。就職後の月収とボーナスをもとに、③を26万円、④を5万円と算出すると、⑤は31万円です。つまり②+⑤が39.9万円ですから、【表7】でみると減額は0円です。つまり言われている給与条件ならば、働いても年金は全額支給ということです。良かったですね、一郎さん。

令和6年度『やさしい年金相談ノート』 訂正票

9ページ下部、江戸一郎さんの在職老齢年金の受給例の回答（A欄）を、次のようにお読み替えください。（下線部）

【表7】に当てはめましょう。

江戸一郎さんの場合、①が1,065,870円なので②は約8.9万円です。就職後の月収とボーナスをもとに、③を26万円、④を5万円と算出すると、⑤は31万円です。つまり②+⑤が39.9万円ですから、【表7】でみると減額は0円です。つまり言われている給与条件ならば、働いても年金は全額支給ということです。良かったですね、一郎さん。

令和6年度『やさしい年金相談ノート』 訂正票

9ページ下部、江戸一郎さんの在職老齢年金の受給例の回答（A欄）を、次のようにお読み替えください。（下線部）

【表7】に当てはめましょう。

江戸一郎さんの場合、①が1,065,870円なので②は約8.9万円です。就職後の月収とボーナスをもとに、③を26万円、④を5万円と算出すると、⑤は31万円です。つまり②+⑤が39.9万円ですから、【表7】でみると減額は0円です。つまり言われている給与条件ならば、働いても年金は全額支給ということです。良かったですね、一郎さん。